

技術者倫理 倫理規定および倫理課題への対応

都市工学科教授
皆川 勝

倫理規定

× 米国の技術者集団（1920年）

- × 土木学会「土木技術者の信条および実践要綱」（1938年）
- × 土木学会「土木技術者の倫理規定」（1999年）
- × 各学協会でも前後して制定。

× 種々の倫理規定の共通内容

- + 社会に対する責任
雇用者・依頼者に対する責任
- + 管理職責任
- + 専門職業に対する責任
- + その他の責任

科学者・技術者・技能者

- × 科学者(Scientist)：自然現象の解明と法則性の追求。
- × 技術者(Engineer)：自然現象の原理を社会、人間生活に役立てる。技術の体系である工学を追求。日本では工学者は技術者と別と見られる。米国では区別なし。
- × 技能者(Technician)：技術の一部を定型化した技能を習得・改良する専門家。
- × 作業員(Worker)：技術を持たず、非専門家として指図にしたがって作業に従事

倫理的出来事の種類

- × 手抜き工事、論文剽窃(Plagiarism)、事故・データの改竄(Falsification→trimming, cookingなど)・隠蔽(Hiding)・捏造(Fabrication) **技術倫理におけるFFP**
 - + 姉齒事件、論文捏造など
- × 意図的な社会的実験行為
 - + 顧客のクレームで製品の完成度を高めるなど
- × 専門家としての意見と組織の判断の相違
 - + スペースシャトル爆発事件など
- × 設計基準の不備、時代変遷による設計不整合
 - + 原発稼働、既存不適格建物
- × 大量消費、大量廃棄等による社会的負担発生
 - + 地球温暖化、ダイオキシン、ごみ問題など
- × 新技術への倫理面からの対応遅れ
 - + ゲノム解読、クローン技術など

倫理規定の要素

× 全米プロフェッショナルエンジニア協会の倫理規程とASCE基本綱領

× 共通の基本綱領

- + 公衆優先
- + 持続性
- + 有能性
- + 真実性
- + 信頼関係
- + 公正義務
- + 同業発展

× 米国教材に見る義務

- + 注意
- + 規範順守
- + 環境配慮
- + 継続学習
- + 情報開示・説明責任
- + 忠実
- + 守秘
- + 自己規制
- + 協同

公衆と公共

- × 公衆とは：技術者のサービスの結果について、同意を与える立場になくて影響される者
- × 米国での「公衆」の登場
 - + Engineer's Council for Professional Development(ECPD)が「公衆の安全と健康に正当な注意を払う」とはじめて規定（1947）
 - + ECPDは、さらに「公衆の安全、健康及び福利を最優先する」と規程を改正（1974）

× 日本では、公共と公衆が混同？

- + 公衆の福利→公共の福利→私に対する公の優先
→国・自治体・政府の優先 と誤ってはならない

業務上の人間関係 —被用者と雇用者—

- × 被用者である技術者は、雇用者の代理人
- × 自然人である被用者は、法人である雇用者と自由な意思で対等な立場で雇用契約を結ぶ。
- × 日本では、役職者は会社の代理人という見方があるが、技術者が会社の代理人とは見なかった。
 - + 代理人としての責任もなければ、義務もない。
 - + 一人前として扱われない状態。→敬意の対象外
- × 被用者の自由裁量の範囲は狭い。

業務上の人間関係 —依頼者と受託者—

- × 受託者である技術者は、依頼者から業務委託
- × 業務の内容、納期などの条件を詳細に規定
- × その範囲内で、技術者の自由裁量が認められる。
- × 雇用に比べて、自由裁量の範囲が広い。
- × 自営の技術者は、個人開業の医師、弁護士に近いが、実態は米国でも日本でも少数。
- × NSPE基本綱領では、被用者と受託者を同等に扱っているが、日本ではこの認識がない。個人技術者の軽視。

利益相反(CONFLICT OF INTEREST)

- × 雇用者に対する義務と公衆に対する義務
 - × 公衆の安全と費用
 - × 例1：会社で必要なPCを、実家の電気店から購入。価格を自分で決められる。
 - × 例2：勤務先が販売する製品の欠陥を知った魏技術者は公表すべきか。
- × **忠実義務を負っているとき、その人はお手盛りで利害相反の行為をしてはならない。**

集団・組織の陥りやすい陥穽

- × 集団は不死身であるとの思い込み
- × 強い仲間意識、外部を敵視
- × 集団に得な理屈、責任を外部に転嫁
- × 集団固有のモラルを当然視
- × 集団内で波風を立てないようになる。
- × 集団内の採決の折、沈黙を同意とみなす。
- × 不一致の兆候を示す個人にリーダーが圧力。
- × 集団外から異論が入るのを防いで集団を保護

倫理課題の解決

- × 受け皿探し：周囲の個人、グループ活動、説得材料収集、上司・担当部署に持ち出すなど
- × 解決の7段階
 1. 問題の摘出と記述
 2. 事実関係の整理
 3. 関連する倫理規定・法律と対照
 4. 取り得る行動をリストアップ
 5. 様々な視点から選択肢を検討
 6. 意思決定、(随時1-5を見直す)
 7. 再発防止の観点から再チェック

倫理問題の3つの争点

- × 事実関係の争点：人の注意力の差異、測定方法の違いなどの原因で、事実の有無などが争点となる。

(例) 有害物質が規制値を超えているかいなか。
- × 概念上の争点：用語の意味や定義に不一致が見られる。

(例) 「公共」の意味は「公衆」と同じか。
- × 適用上の争点：事実や概念を個々の問題にあてはめる(適用する)ときの不一致。

(例) 概念の自由解釈性、倫理規程の重みの不一致等

線引き問題と相反問題

- × 線引き問題(Line-drawing Problems)
 - + 一端に正しい行為、他端に不正な行為があって、その間で線を引かなければならない問題
 - + 倫理問題解決の中心的な手法
- × 相反問題(Conflict Problems)
 - + 二つ以上の相反する責務、行動方法の間で選択を迫られる問題
 - + 三つ以上の選択肢があれば、線引き問題となる。

決疑論による解法

- × 線引き問題解決のための、哲学で用いられてきた方法。
- × 与えられた事例を、参考事例と比較する。
 - + 肯定的模範事例
 - + 否定的模範事例
 - + その他の模範事例
- × 二分観でなく、スペクトル観で

最大多数と少数の関係

- × ベンサムの「功利主義」
 - + 個人の行為又は規則は、最大多数の最大幸福（功利）をもたらす。一人の重みは一定。
- × カントの「人を尊重する倫理」
 - + 人間の尊重を要求する普遍的なモラル原理に従うべきである。
- × 多数決は功利主義により正当化される。
- × 少数派の意見は入れられなくとも、少数派の権利は否定されてはならない。
 - + ただし、少数派の権利が主張できない場合もあり、多数決のみに依存するのは危険。

警笛鳴らし

- × 個人と所属組織の判断が異なる場合の行動
 - + 任務拒否
 - + 対立行動
 - + 抗議行動→警笛鳴らし、内部告発（密告を含む）
- × 警笛鳴らしが道徳的である条件
 - + 公衆への重大な危害が予見
 - + 専門的知見から組織より自分の正当性が示せる
 - + 重大な危害を防止する効果があること
 - + 組織内部の人や部署に相談しても解決できない

警笛鳴らしの3つの方法

- × 実名による方法
 - + 実名で通知。不当な扱いを受ける可能性、法律的・公的保護が必要
- × 伏せ名による方法
 - + 本名を公表しない条件で通知。保護は不要
- × 匿名・無名による方法
 - + 通知が無責任になりやすい。通知者と事実確認できない。効力は弱い。

密告、垂れ込みとの区別

- × 個人の利益のために、匿名を条件に、雇用者以外の第三者に情報を漏らし、報酬を得る。
- × 警笛鳴らしとは明確に区別すべき。
- × 内部告発には、警笛鳴らしと密告を含む。

組織の取り組みの必要性

- × 技術者個人が、警笛鳴らしをする意識を持ちうる環境整備の必要性
- × 雇用者
 - + 上層部が倫理担当
 - + 意見くみ上げの仕組み
 - + オープンドア
 - + 苦情処理の仕組み（第三者の関与も）
- × 学協会など
 - + 倫理規定への明記、技術者の支援、顕彰など

公益通報者保護法

- × 告発者が正当で多くの人々が救われた場合、告発者を保護する必要あり。
- × 米国：連邦公務員に対する政府倫理法（1978）、警笛鳴らし保護法（1989）
- × 英国：公益開示法（1998）
- × 組織への忠誠心が強い日本の伝統
- × 内部告発者への不当な扱い
- × JCO事故ののち、1999年、原子炉等規制法に告発者保護の条項追加
- × 日本：公益通報者保護法（2004）

公益通報者保護法の骨子

- × 目的：企業・官庁等の不正行為を未然防止し、消費者被害を広がりにくくする。
- × 通報先：企業、官庁内部、監督行政機関、報道機関など
- × 保護の対象：従業員、公務員、派遣従業員、取引先従業員
- × 内容：不正目的でない、犯罪行為があるか予見。リコール隠し、医療過誤、悪質商法、贈収賄など
- × 禁止される取扱い：減給、降格、配置変更、退職強要、退職年金差し止め、就業環境悪化など